

議会受付番号	鎌議第 1277 号
質問者	上島 寛弘 議員
答弁する者	副市長(総務部 総務課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

平成27年8月の弁護士相談等

2 質問の要旨

平成27年8月中に鎌倉市として弁護士に相談や依頼した案件、相談内容、依頼内容、部署名、弁護士名、日時、費用（支払額）その弁護士の回答、見解など其々何か全て明らかにせよ。

3 答弁

平成27年8月中に鎌倉市として弁護士に相談や依頼した案件等は、別紙のとおりです。

また、支払額は、次に掲げる件を除き、協定に基づく平成27年度分の顧問料（石津弁護士1,512,000円、小野弁護士及び高荒弁護士864,000円）に含まれています。

次に掲げる件は、1件につき32,400円を支払っています。

平成26年（行コ）第407号道路指定処分不存在確認請求控訴事件準備書面作成（平成27年8月10日）（小野弁護士）

平成26年（行コ）第407号道路指定処分不存在確認請求控訴事件弁論準備手続出席（平成27年8月20日）（小野弁護士）

市役所における法律相談（平成27年8月20日実施。相談件数4件）（石津弁護士）

平成27年（行ウ）第17号国家賠償等請求事件口頭弁論出席（平成27年8月24日）（高荒弁護士）

神労委平成27年（不）第3号鎌倉市事件準備書面作成（平成27年8月25日）（石津弁護士）

神労委平成27年（不）第9号鎌倉市（その2）事件準備書面作成（平成27年8月25日）（石津弁護士）

神労委平成27年（不）第9号鎌倉市（その2）事件調査期日出席（平成27年8

月 26 日) (石津弁護士)

神労委平成 27 年 (不) 第 9 号鎌倉市 (その 2) 事件意見書作成 (平成 27 年 8 月
27 日) (石津弁護士)